

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年10月15日

【四半期会計期間】 第90期第2四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 株式会社さいか屋

【英訳名】 Saikaya Department Store Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長兼社長執行役員 井出 陽一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

【電話番号】 044(211)3111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 村田 功治

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横須賀市大滝町1-13

【電話番号】 046(845)6803

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 村田 功治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第2四半期連結 累計期間	第90期 第2四半期連結 累計期間	第89期
会計期間	自2020年3月1日 至2020年8月31日	自2021年3月1日 至2021年8月31日	自2020年3月1日 至2021年2月28日
売上高 (千円)	6,521,399	6,572,139	15,002,677
経常損失 () (千円)	466,414	318,005	732,773
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (千円)	531,065	321,049	846,526
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	536,300	369,275	839,876
純資産額 (千円)	818,194	646,231	514,588
総資産額 (千円)	11,525,491	11,701,350	11,213,800
1株当たり四半期(当期)純損 失金額() (円)	170.23	73.93	271.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	7.10	5.52	4.59
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	652,158	1,004,126	452,300
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	55,220	149,569	99,978
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	1,047,231	1,826,499	732,300
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	1,021,623	1,534,594	861,791

回次	第89期 第2四半期連結 会計期間	第90期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年6月1日 至2020年8月31日	自2021年6月1日 至2021年8月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	49.66	33.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。
4. 第89期第2四半期連結累計期間及び第89期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について誤謬の訂正による遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。また、過年度の決算訂正を行い、2021年7月15日に訂正報告書を提出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、2021年5月24日の当社第89回定時株主総会において、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス(以下、「AFC-HD社」という)を割当先とする第三者割当増資の件を決議し、5月26日に払込みが完了したことに伴い、同社が当社の親会社へ異動しました。

名称	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
所在地	静岡県静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浅山雄彦
事業内容	健康補助食品および化粧品等の製造販売
資本金	2,131,839千円

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に関する重要事象等につきましては、当社グループは、前連結会計年度におきまして、営業損失639百万円を計上し、現在5期連続して営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

これらを解消し業績回復を実現するため「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）業績の状況」に記載の通り、巣ごもり需要、絆消費、日頃会えない方へのギフト促進、ECサイト商材拡大対応等、コロナ禍環境下でのお客様の消費嗜好にマッチした最適なサービスを実施、他方、横須賀店コロナワクチン接種会場へのご来場者に特別サービスを展開するなど、売上拡大に向けた取り組みを行っております。また前年度実施した希望退職による人件費削減効果がキャッシュ・フローに寄与しているなか、第1四半期に引き続き外注費の抑制等の経費削減に継続的に取り組むことで、営業キャッシュ・フローの更なる改善に努めてまいります。

上記に加え、2021年5月度に実施した、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスを引受先とする第三者割当増資（500百万円）、2021年6月30日に親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスからの借入により手元資金が514百万円増加したこと等を踏まえ、資金繰りに懸念はないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（2021年3月1日～2021年8月31日）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いています。先行きについても新型コロナウイルスワクチン接種などの感染拡大防止策による経済の改善が期待されますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大による内外経済に与える下振れリスクに充分注視する必要があります。

百貨店業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大による各地域への緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用、天候不順などによる集客減の影響から厳しい状況が続いております。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に努め、お客様、従業員の「安心・安全」の確保に配慮してまいりました。このような状況の中、ニューノーマル生活におけるスタイルの変化に対応すべく、企業ビジョン「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買い物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」の実現に向け、全社を挙げて取り組んでまいりました。

営業面におきましては、店頭ではコロナ禍における絆消費、日頃会えない方へのギフト需要増により中元商戦が健闘、巣ごもり需要による食品をはじめとした関連商品も引き続き堅調に推移しました。さらに、ECサイトにおきましても巣ごもり需要の高まりに対応し、取扱い商材を拡大したこともあり、前年を超える売上高となりました。横須賀店では、2021年5月17日よりスタートしたコロナワクチン接種会場（5階・6階フロア）の開設による入店客数増が継続、ワクチン接種を受けられた方限定の特別サービスが好評を得ています。

しかしながら、2021年4月20日から継続しているまん延防止等重点措置適用や、2021年8月2日の緊急事態宣言再発出による外出自粛傾向の高まりといった新型コロナウイルス感染症再拡大の影響に加え、天候不順による入店客数減が影響し、第2四半期の累計期間売上高は全店舗で計画を下回る結果となりました。

一方、費用面においてはローコストオペレーションを推進させ各種経費の削減に努めるとともに、効果的な経費運用に引き続き取り組みました。更に前年度に実施した希望退職に伴う人件費の減少も加わり、販売費および一般管理費の合計は、前年同四半期比88.8%となりました。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は6,572百万円（前年同四半期と比べ50百万円の増収）、営業損失218百万円（前年同四半期は営業損失439百万円）、経常損失318百万円（前年同四半期は経常損失466百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失321百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失531百万円）となりました。

なお、2021年6月24日開示の「親会社からの資金の借入等に関するお知らせ」のとおり、今後の売上拡大に必要な成長資金および運転資金の確保と強固な財務基盤を構築することを目的に、親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと金銭消費貸借契約を締結し8,000百万円の借入を行いました。これにより既存銀行借入金を全額返済、また、借入金利の低下により年間支払利息についても100百万円程度の削減を見込んでおります。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ672百万円増加し1,534百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,006百万円の支出（前年同期比353百万円の支出の増加）となりました。

主な増加項目は、減価償却費172百万円等であり、主な減少項目は、税金等調整前四半期純損失318百万円および仕入債務の減少額417百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、147百万円の支出（前年同期比92百万円の支出の増加）となりました。主な減少項目は、有形固定資産の取得による支出93百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,826百万円の収入（前年同期比779百万円の収入の増加）となりました。主な増加項目は長期借入れによる収入8,000百万円等であり、主な減少項目は、短期借入金の純減少額1,590百万円および長期借入金の返済による支出5,081百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は2021年6月24日の取締役会におきまして、親会社からの資金の借入、親会社の借入債務に対する当社所有不動産の担保提供および連帯保証（これらを総称して以下、「本取引」という。）を行うことを決議し、6月30日に完了いたしました。

本取引は、今後の売上拡大に必要な成長資金および運転資金の確保と強固な財務基盤を構築することを目的に、親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスと8,000百万円 of 金銭消費貸借契約を締結し、同契約に基づき、借入（以下、「本件借入」という。）を実施したものです。また、本件借入に関連し、当社の親会社である同社が本件借入の原資として金融機関より借入予定の債務（以下、「親会社債務」という。）に対し、当社保有不動産を担保提供したほか、当社は親会社債務の連帯保証人となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
A種優先株式	1,500,000
計	12,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,000,000株、A種優先株式1,500,000株であり、合計では13,500,000株となりますが、発行可能株式総数は、12,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,970,314	4,970,314	東京証券取引所 (市場第二部)	株主として権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等 であります。)	1,483,036	1,483,036	非上場	単元株式数は、1株であります。(注1～3)
計	6,453,350	6,453,350		

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。
- (2) A種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、原則として、取得請求が行使されたA種株式に係る払込金額の総額を、下記の基準額で除して算出される(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て。)

また、基準額は、原則として、下記のとおり、2015年3月1日以降、毎年1回の頻度で修正される。

当初基準額は、原則として、2014年3月1日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額である。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日(整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日)に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。

2015年3月1日から2037年2月末日までの期間の毎年3月1日において、当該日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額が、当初基準額を下回る場合には、基準額は当該金額に修正される。

- (3) 上記(2)の基準額の修正は、当初基準額の100%に相当する額を上限とし、当初基準額の70%に相当する額を下限とする。但し、一定の調整がある場合を除き、基準額は9円を下回らない。

- (4) A種株式には、当社が、2014年3月1日以降、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭(当該日における分配可能額を限度とする。)を対価としてA種株式を取得することができる取得条項が付されている。なお、2037年2月末日の翌日において、A種株式の総数に500円を乗じて得られる額を当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えにA種株式の全部を取得することができる取得条項も付されている。上記(1)ないし(4)の詳細は、下記(注3)A種優先株式の内容5.、7.及び8.をご参照下さい。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(A種株式)に表示された権利行使に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の合意の有無
該当事項なし
- (3) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
該当事項なし

(注3) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、A種株式について、2010年2月末日を含む事業年度から2012年2月末日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。

当社は、2012年3月1日以降の事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(500円。但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当年率は、2013年3月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12か月物) + 1.00\%$$

A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、2013年3月1日以降の毎年3月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(12か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円12か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12か月物)に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき500円（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。

(2) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種株主は、2014年3月1日から2037年2月末日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(2) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額（但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初交付価額は、2014年3月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が9.0円（以下「最大下限価額」という。）未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。なお、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、最大下限価額にも必要な調整が行われる。）とする。但し、当社が、2014年3月1日時点において東京証券取引所に上場していない場合には、東京証券取引所により整理銘柄指定がなされた日（整理銘柄指定がなされずに上場廃止となった場合には、上場廃止となった日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）を当初交付価額とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、株式対価取得請求期間中、毎年3月1日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）に、当該日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正される。但し、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する額（以下「上限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には上限交付価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限交付価額をもって修正後交付価額という。また、修正後交付価額は修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する額（但し、当該金額が最大下限価額未満である場合には、当該金額は最大下限価額とする。）（以下「下限交付価額」という。但し、下記八に定める交付価額の調整が行われた場合には、下限交付価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限交付価額をもって修正後交付価額とする。なお、A種株主が株式対価取得請求を行った日において、当社が東京証券取引所において上場していない場合には、直前の修正基準日における修正後交付価額（但し、直前の修正基準日が存在しない場合には、当初交付価額）をもって交付価額とする。

八 交付価額の調整

- (a) 当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(上限交付価額及び下限交付価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式について株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式について株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)()及び()の場合は0円、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- () 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 普通株式について株式の分割をする場合 調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - () 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記()において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)) 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 普通株式について株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
 - () 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。
- () 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - () 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - () その他当社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。
- (e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭を対価とする取得請求権の内容

A種株主は、当会社に対し、2035年3月1日以降いつでも、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、()当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに()本第6項又は第8項若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

7. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、株式対価取得請求期間中に取得請求のなかったA種株式の全部を、株式対価取得請求期間の末日の翌日(以下、本条において「一斉取得日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種株式の総数に500円を乗じて得られる額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、当該平均値が上限交付価額を上回る場合には、上限交付価額とし、下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額とする。)で除して得られる数の普通株式をA種株主に対して交付するものとする。A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、2014年3月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がA種株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、500円(但し、A種株式について、株式の分割、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

9. 取得請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社

10. 詳細の決定

上記に記載の条件の範囲内において、A種株式に関し必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

12. 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種株式は下記13.のとおり当社株主総会における議決権がないため、A種株式については単元株式数は1株とする。

13. 議決権の有無及びその理由

当社は、A種株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種株主は、上記3.記載のとおり、株主総会において議決権を有しない。これは、A種株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月1日～ 2021年8月31日		6,453,350		2,195,768		1,219,946

(5) 【大株主の状況】

1. 普通株式

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3-6-36	1,837	37.07
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	648	13.09
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島1-2-8	463	9.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	287	5.81
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1-13	278	5.62
株式会社横浜銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	133	2.70
山田 紘一郎	東京都中野区	79	1.60
寺岡 聖剛	東京都江東区	66	1.34
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4-11-4	37	0.76
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	31	0.63
計		3,863	77.98

2. A種優先株式

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	1,483	100.00
計		1,483	100.00

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	静岡県静岡市駿河区豊田3-6-36	18,370	37.22
浅山 忠彦	静岡県静岡市駿河区	6,486	13.14
京浜急行電鉄株式会社	神奈川県横浜市西区高島1-2-8	4,634	9.39
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,878	5.83
さいか屋取引先持株会	神奈川県横須賀市大滝町1-13	2,787	5.65
株式会社横浜銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	1,337	2.71
山田 紘一郎	東京都中野区	794	1.61
寺岡 聖剛	東京都江東区	664	1.35
株式会社デザインアートセンター	東京都中央区銀座4-11-4	376	0.76
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	312	0.63
計		38,638	78.28

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,483,036		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の「内容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,800		株主として権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,935,700	49,357	同上
単元未満株式	普通株式 18,814		同上 一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,453,350		
総株主の議決権		49,357	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社さいか屋	神奈川県川崎市川崎区 日進町1番地	15,800		15,800	0.32
計		15,800		15,800	0.32

(注) 発行済株式総数は普通株式によるものです。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 (注)	高橋 理一郎	2021年8月31日

(注) 取締役 高橋理一郎は、社外取締役であります。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第89期連結会計年度 EY新日本有限責任監査法人

第90期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間 監査法人アヴァンティア

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	861,791	1,534,594
売掛金	484,617	322,965
商品	383,180	428,431
貯蔵品	35,796	37,630
その他	181,056	178,650
流動資産合計	1,946,442	2,502,271
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,129,948	3,068,772
土地	4,563,475	4,563,475
リース資産（純額）	16,630	14,280
その他（純額）	31,549	32,660
有形固定資産合計	7,741,604	7,679,189
無形固定資産		
その他	7,960	18,481
無形固定資産合計	7,960	18,481
投資その他の資産		
投資有価証券	316,734	259,107
敷金及び保証金	944,357	939,015
破産更生債権等	12,630	12,596
長期前払費用	194,250	240,999
その他	61,970	61,970
貸倒引当金	12,150	12,280
投資その他の資産合計	1,517,793	1,501,409
固定資産合計	9,267,358	9,199,079
資産合計	11,213,800	11,701,350

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	25,869	17,257
買掛金	1,327,592	918,858
短期借入金	1,590,000	-
1年内返済予定の長期借入金	67,305	-
未払法人税等	6,766	12,034
商品券	548,073	555,410
賞与引当金	12,977	13,726
商品券回収損引当金	627,644	633,609
ポイント引当金	27,863	32,896
事業構造改善引当金	60,528	-
その他	739,397	321,654
流動負債合計	5,034,016	2,505,448
固定負債		
長期借入金	5,044,465	8,030,000
繰延税金負債	9,398	-
退職給付に係る負債	385,184	293,620
資産除去債務	161,471	162,613
リース債務	13,669	11,762
その他	51,007	51,674
固定負債合計	5,665,196	8,549,670
負債合計	10,699,212	11,055,118
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,945,290	2,195,768
資本剰余金	1,637,078	1,887,556
利益剰余金	3,045,913	3,366,963
自己株式	43,183	43,219
株主資本合計	493,272	673,142
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,315	26,910
その他の包括利益累計額合計	21,315	26,910
純資産合計	514,588	646,231
負債純資産合計	11,213,800	11,701,350

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年8月31日)
売上高	6,521,399	6,572,139
売上原価	5,208,646	5,234,534
売上総利益	1,312,752	1,337,604
販売費及び一般管理費	1,752,258	1,555,675
営業損失()	439,506	218,070
営業外収益		
受取利息	46	50
受取配当金	2,733	1,548
商品券等整理益	-	2,620
雇用調整助成金	32,708	-
その他	5,851	1,549
営業外収益合計	41,339	5,769
営業外費用		
支払利息	65,131	53,515
資金調達費用	-	26,961
株式交付費	-	19,316
その他	3,116	5,910
営業外費用合計	68,248	105,703
経常損失()	466,414	318,005
特別損失		
投資有価証券評価損	5,108	-
事業構造改善費用	56,643	-
特別損失合計	61,752	-
税金等調整前四半期純損失()	528,167	318,005
法人税、住民税及び事業税	2,897	3,044
法人税等合計	2,897	3,044
四半期純損失()	531,065	321,049
親会社株主に帰属する四半期純損失()	531,065	321,049

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
四半期純損失()	531,065	321,049
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,235	48,225
その他の包括利益合計	5,235	48,225
四半期包括利益	536,300	369,275
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	536,300	369,275
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	528,167	318,005
減価償却費	184,884	172,491
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	130
賞与引当金の増減額(は減少)	1,590	749
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,931	91,564
商品券回収損引当金の増減額(は減少)	363	5,965
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,919	5,033
受取利息及び受取配当金	2,779	1,598
支払利息	65,131	53,515
投資有価証券評価損益(は益)	5,108	-
事業構造改善費用	56,643	-
売上債権の増減額(は増加)	107,630	161,651
たな卸資産の増減額(は増加)	46,708	47,084
仕入債務の増減額(は減少)	221,127	417,344
未払消費税等の増減額(は減少)	10,708	35,043
未払費用の増減額(は減少)	37,921	150,085
商品券の増減額(は減少)	18,458	7,336
その他	246,480	246,030
小計	581,366	899,883
利息及び配当金の受取額	2,778	1,597
利息の支払額	68,625	41,803
事業構造改善支出	-	60,528
法人税等の支払額	5,616	5,662
法人税等の還付額	673	224
営業活動によるキャッシュ・フロー	652,158	1,006,055
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	21,242	93,156
無形固定資産の取得による支出	-	12,710
投資有価証券の取得による支出	534	-
貸付けによる支出	-	240
貸付金の回収による収入	350	310
差入保証金の差入による支出	39,100	47,900
差入保証金の回収による収入	52,054	53,241
長期前払費用の取得による支出	46,747	46,747
その他	-	437
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,220	147,640
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,165,000	1,590,000
長期借入れによる収入	30,000	8,000,000
長期借入金の返済による支出	141,840	5,081,770
株式の発行による収入	-	500,955
リース債務の返済による支出	5,854	2,650
その他	73	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,047,231	1,826,499
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	339,853	672,803
現金及び現金同等物の期首残高	681,769	861,791
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,021,623	1,534,594

【注記事項】

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に関する会計上の見積り)
2022年2月期第2四半期におきましては、業績予想を2度修正するなど、コロナ環境下において非常に厳しい状況が続いております。1度目の修正では「当初新型コロナウイルスワクチン接種の進展等による個人消費マインドの改善が進むことを見込み、入店客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の9割程度まで回復する」と想定しておりましたが、「ワクチン接種時期の遅れに加え、まん延防止等重点措置の適用や外出自粛等といった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さらに1割程度落ち込む見通し」をたて修正を行いました。さらにその後、神奈川県においては8月2日に新型コロナウイルス緊急事態宣言が発出され、その時点で解除の見込が全くたたない状況から、さらに入店客数が1割弱落ち込むことを想定、2度目の修正を行いました。
上記のような状況から、新型コロナウイルス感染症の影響は当年度末まで続く見込んでおります。しかしながら、予防接種の進展、治療薬の特例承認が相次いで発表されるなど新型コロナウイルス感染症の影響が徐々になくなることを予想、2022年度以降には売上高が回復すると仮定しております。
このため、固定資産に関する減損損失および継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討においては、上記の仮定に基づいて将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの銀行借入金8,000百万円について、連帯保証人となっております。

当保証債務が今後の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であるため、連結財務諸表には反映しておりません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
販売費	123,983千円	124,551千円
宣伝費	124,683千円	112,376千円
給料手当	530,383千円	416,292千円
退職給付費用	20,981千円	15,946千円
地代・家賃	277,344千円	253,127千円
減価償却費	167,731千円	158,233千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金勘定	1,021,623千円	1,534,594千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	1,021,623千円	1,534,594千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自2020年3月1日至2020年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自2021年3月1日至2021年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年5月26日付で、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスから第三者割当増資500百万円の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ250百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,195百万円、資本準備金が1,219百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自2020年3月1日至2020年8月31日)

当社グループは、百貨店業単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自2021年3月1日至2021年8月31日)

当社グループは、百貨店業単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	170.23円	73.93円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(千円)	531,065	321,049
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額()(千円)	531,065	321,049
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,119	4,342
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月15日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 戸 城 秀 樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 剛

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社さいか屋の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項（追加情報）」に記載されているとおり、会社は、固定資産に関する減損損失の検討及び継続企業の前提に係る注記の資金繰りの検討において、2022年度以降の売上高においては、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々になくなるという仮定に基づいて、将来キャッシュ・フローの見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年2月28日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の四半期連結財務諸表に対して2021年7月15日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該訂正後の連結財務諸表に対して2021年7月15日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。